

伊万里市中小企業DX支援事業費補助金 公募要領

1. 目的

社会経済の変化に対応して経済活動を続けていくため、新しい生活様式の実践や生産性向上に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）に取り組む伊万里市内の中小企業者を支援するもの。

2. 補助対象者

伊万里市内に店舗、事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む）又は各種法人等で収益事業を行う事業者

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外。

(1)市税の滞納がある者

(2)①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業者。以下同じ。）が所有している中小企業

②発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に定める事業、また、同条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を行う事業者

(4)暴力団、暴力団員が役員となっている法人その他の団体又は個人。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(5)その他、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3. 補助対象事業

業務の効率化や生産性向上に向けた次に掲げるいずれかの事業。(1)(2)の併用は不可。

(1)ITツールの導入を伴う事業

※ITツール（ソフトウェア・クラウドサービス）の導入が必須であり、ハードウェアはソフトウェアの利用に際して必要最小限の機器を対象とします。

※令和5年度または令和6年度に本補助金の交付を受けたものは対象外。

(2)DX推進に向けた実施計画策定事業

※専門家の伴走支援を受けながら、自社の業務の流れを見える化して現状を把握し、課題や改善点を整理したうえで、DXを進めていくために必要な社内人材の育成に関する研修の実施や課題解決に向けたデジタルツールの導入の検討などを行い、実行可能なDX推進計画を策定するもの。

※実績報告時に、策定した実施計画の提出が必要。

4. 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

5. 補助率及び補助金額

補助率	補助金額
補助対象経費の2／3以内	下限5万円、上限50万円 ※千円未満の端数は切り捨て

6. 補助対象経費

補助事業の対象と認められる経費

対象事業	経費区分	内 容
(1) ITツールの導入を伴う事業	ソフトウェア導入費用 ※必須	ソフトウェアの購入、借用に要する経費 (ソフトウェア購入費、リース料、レンタル料、サービス利用料、設定費等)
	ハードウェア導入費用	上記ソフトウェアの使用にあたり必須となるハードウェア(パソコン・タブレット等)、ネットワーク機器等の購入費、リース料、レンタル料 ※ハードウェア導入には新たなITツール(ソフトウェア、クラウドサービス)の導入が必須であり、ITツールの利用に際して必要最小限の機器が対象(機器買替や増設は対象外)
	委託費	事業実施のためにかかるコンサルティング、研修費用 システム設計・構築に係る経費
(2) DX推進に向けた実施計画策定事業	委託費	事業実施のためにかかるコンサルティング、研修費用 ※専門家の伴走支援を受けながら、自社の業務プロセスの可視化や課題・改善事項の抽出による社内の現状把握と、課題・改善事項解決に向けた人材育成や導入ツールの検討などDX推進に向けた実施計画を策定するための専門家経費が対象。
	その他	その他市長が必要と認める経費

※補助対象経費は税抜の金額

※当補助金は(1)ITツールの導入を伴う事業は、補助対象経費のうち「ソフトウェア導入費用」の計上は必須

※市が実施する他の補助事業の交付の対象となる事業は対象外

※国、地方自治体又は民間団体等の補助金で採択された事業は対象外

※令和7年4月1日から令和8年2月28日までに契約・発注・支払が完了した経費が対象

※補助対象外経費については、別表第2「補助事業の対象として認められない経費」をご確認ください

7. 申請手続き等

(1)申請受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年12月26日（金）まで

（※申請されたものから順次審査をしますので、予算の執行状況により早期に受付を終了することがあります。）

(2)申請方法

申請書等に必要事項を記入の上、郵送または持参してください。

提出場所 伊万里市役所総合政策部企業誘致・商工振興課 〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1 電話：23-2184 FAX：23-2474

(3)提出書類

- ①伊万里市中小企業DX支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第1号別紙1）
- ③事業内容と金額が確認できるもの（見積書（内訳が確認できるもの）、カタログ等）
- ④登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）の写し
- ⑤確定申告書別表第1の写し
※確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、営業実態が客観的に確認できる資料（法人設立届書又は個人事業の開業届出書）を添付
- ⑥本人確認書類（個人事業主の場合）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の写しのいずれか一つ
- ⑦誓約書（様式第1号別紙2）
- ⑧納税状況等確認同意書（様式第1号別紙3）

8. 申請後のスケジュール等

(1)交付決定

受付から順次交付決定を行います。交付決定には2週間～1か月程度かかります。

(2)補助金実績報告

交付決定を受けた事業者は、補助対象事業の完了後30日以内又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

【実績報告時の提出書類】

- ①実績報告書（様式第7号）
- ②事業実績書（様式第7号別紙）
- ③補助対象経費の契約額を証する書類（契約書、請求書（内訳が確認できるもの）等の写し）
- ④補助対象経費の支払いを証する書類（領収書又は支払いが分かる書類の写し）
- ⑤事業実施を確認できる写真等
※補助対象事業(2)DX推進に向けた実施計画策定事業においては、専門家の伴走支援を受けて策定したDX推進に向けた実施計画書
- ⑥その他市長が必要と認める書類

9. その他

- (1)提出書類により書面審査を行います。必要に応じて追加書類の提出を求めたり、申請内容確認のための連絡をしたりすることがあります。
- (2)応募に伴う経費は全て応募者の負担となります。
- (3)提出された書類は返却しません。
- (4)事業の実績等を市の広報紙やホームページ等で公開することがあります。